

第 96 期

# 定時株主総会 招集ご通知

## 添付書類

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

事業報告類  
連結計算書類  
計算書類  
会計監査人の監査報告書謄本  
監査役会の監査報告書謄本

燐ホールディングス株式会社

証券コード：9628

# 事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 企業集団の事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、当期）におけるわが国経済は、一部に弱めの動きもみられますが、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復等により緩やかに回復しています。一方で、アメリカの政策動向や長期化する不安定な国際情勢など、経済と物価をめぐる不確実性は高い状況が続いております。

当社が事業展開をしている葬儀業界では、65歳以上の高齢者人口の増加を背景に、葬儀に関する潜在ニーズは2040年まで継続的な増加が見込まれております。一方で、故人との大切な最後のお別れの場である葬儀の本質は変わりませんが、家族を中心に近しい人だけで行う家族葬のほか一日葬など、葬儀の形態が多様化しており葬儀施行単価の下落に繋がっております。加えて、葬儀事業者による葬祭会館の新規出店やインターネットによる葬儀紹介会社の台頭により、特に小規模葬儀のサービス提供をめぐる競争が激化しております。

当社は2032年に迎える創業100年に向けて当社グループが進むべき方向、ありたい姿を定めた「10年ビジョン（2022年5月公表）」において「葬儀事業の拡大」および「ライフエンディングサポート事業の拡大」の目標を掲げました。当期は、「10年ビジョン」に沿って推進しております「中期経営計画（2022年度～2024年度）」の最終年度となっております。

上記、中期経営計画の重点項目である「葬儀事業の拡大」の中核として、「リーズナブルでありながら高い品質のサービス」を提供する家族葬ブランド「エンディングハウス（ENDING HAUS）」を立ち上げ、当期は、首都圏に7会館、近畿圏に3会館を新規出店し、2023年のブランド立ち上げ以来合計18会館となりました。加えて当社グループは、2024年9月に株式公開買付け(TOB)により株式会社ホールディングスの連結子会社化を実施いたしました。今回の連結子会社化により当社グループの事業展開エリアは、北海道から九州まで16都道府県に広がり、日本全国で安心と信頼のサービス提供が可能になりました。葬儀取扱い件数はおよそ年間33,000件、自社会館数は267会館（2025年3月末時点）となり、「10年ビジョン」で掲げた2031年度の目標会館数210会館を達成いたしました。今後も、日本最大の上場葬儀事業会社として、さらなる成長を目指してまいります。

もう一つの重点項目である「ライフエンディングサポート事業の拡大」では、単身高齢者向けの新商品「喪主のいらないお葬式」の販売を開始しました。これは、葬儀サービスと行政書士・司法書士による法務サービスを組み合わせた新しいサービスです。さらに、葬儀施行件数の増加に伴い、返礼品や仏壇・仏具の販売、不動産仲介など、葬儀後の支援も拡充しています。加えて、地域社会のニーズを踏まえ、リハビリ特化型デイサービス施設を開設し、高品質なケアを通じて、安心な暮らしの実現を目指しています。

当期の連結業績は、燐ホールディングス(株)の2024年4月～2025年3月までの連結業績と、(株)きずなホールディングスの2024年9月～2025年2月を合算したものとなります。当期の営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益には、(株)きずなホールディングスの連結子会社化（みなし取得日：2024年8月31日）に伴い発生した、のれん償却額3億57百万円が含まれております。(株)きずなホールディングスを含む、きずなグループセグメントの業績については、セグメント情報等の注記をご覧ください。)

当期の営業収益は319億84百万円となり、前連結会計年度（以下、前期）比42.5%の増収、営業利益は45億21百万円と前期比19.3%の増益となりました。

経常利益については43億63百万円と前期比14.8%の増益となりました。特別利益として、ノンコア事業用資産である「北浜エクセルビル」の土地および建物に関する不動産信託受益権の譲渡による固定資産売却益を34億3百万円計上しました。特別損失として、減損損失3億19百万円を計上しました。税金費用を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は47億21百万円と前期比99.8%の増益となりました。

当期のグループ葬祭各社の葬儀施行収入は、前期比49.9%の増収となりました。当期より(株)きずなホールディングスの2024年9月から2025年2月の損益を、連結業績の対象範囲に含めています。グループ全体の葬儀施行件数は、葬祭3社の件数が前期比増加したことに加え、(株)きずなホールディングスの連結子会社化により前期比61.9%増加しました。葬儀施行単価は、家族葬の割合が増えたため、前期比7.4%減少しました。葬儀に付随する商品の販売やサービス提供による収入は、料理販売と、不動産仲介等の手数料収入を中心に前期比増収となりました。

費用については、(株)きずなホールディングスを連結子会社化した影響により、営業費用は前期比41.6%の増加となりました。(株)きずなホールディングスを含む、きずなグループセグメントの業績については、セグメント情報等の注記をご覧ください。また、販売費及び一般管理費は、(株)きずなホールディングスの連結子会社化に伴う一過性の諸費用の発生と、将来の事業成長に備えた人員採用に係る採用費の増加、人件費等により増加いたしました。(株)きずなホールディングスの連結子会社化による、のれん償却額（償却期間16年）については、当期は6か月分を計上しております。以上により販売費及び一般管理費は前期比110.3%増加しました。

なお、2022年4月に設立した葬祭会社「(株)グランセレモ東京」(株)広済堂ホールディングス51%、当社49%の出資による合弁会社)に係る持分法による投資利益は64百万円となり、好調に推移しております。

従来当社グループでは、葬祭3社および当社を中心とした会社グループ別の4つのセグメント、「公益社グループ」、「葬仙グループ」、「タルイグループ」、「持株会社グループ」を報告セグメントとしておりました。当期に、(株)きずなホールディングスの連結子会社化により、報告セグメント「きずなグループ」を新たに追加しております。

なお、「公益社グループ」には、(株)公益社に加え、(株)公益社の葬儀サービスのサポートのほか、介護サービス事業や高齢者施設での食事の提供等を行うエクセル・サポート・サービス(株)および、終活関連WEBプラットフォーム事業を行うライフフォワード(株)を含んでおります。

当期のセグメント別の経営成績は次のとおりです。

### ① 公益社グループ

公益社グループの中核会社である(株)公益社においては、新規出店効果により一般葬儀（金額5百万円以下の葬儀）の葬儀施行件数が増加し、葬儀施行単価が前期並みに推移したことにより、葬儀施行収入は全体で前期比10.7%の増収となりました。また、葬儀に付随する商品の販売やサービス提供による収入は、料理販売と、不動産仲介等の手数料収入を中心に前期比増収となりました。

費用については、将来の事業成長に備えた人員採用に係る採用費の増加、売上拡大に伴う人件費の増加、新規出店に伴う地代家賃等の増加により、前期比増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は204億27百万円（前期比10.4%増）、セグメント利益は30億91百万円（前期比31.6%増）となりました。

### ② 葬仙グループ

(株)葬仙を中心とする葬仙グループにおいては、直葬（火葬のみ）の割合が増え葬儀施行単価は微減したものの、一般葬儀を中心に葬儀施行件数が増加し、葬儀施行収入は前期比6.1%の増収となりました。葬儀に付随する商品の販売やサービス提供による収入については、後日返礼品販売が低調であったため、前期比減収となりました。

この結果、当セグメントの売上高は16億23百万円（前期比4.0%増）、セグメント利益は2億4百万円（前期比31.1%増）となりました。

### ③ タルイグループ

タルイグループの(株)タルイにおいては、一般葬の葬儀施行単価が微減したものの、葬儀施行件数が好調に推移したため、葬儀施行収入は前期比6.3%の増収となりました。葬儀に付随する商品の販売やサービス提供による収入は、法事法要サービスが増加したため、前期比増収となりました。

この結果、当セグメントの売上高は21億13百万円（前期比6.0%増）、セグメント利益は5億12百万円（前期比13.2%増）となりました。

#### ④ きずなグループ<sup>¶</sup>

当期から新たな報告セグメントとして追加したきずなグループは、当社子会社の(株)きずなホールディングスおよびその子会社である(株)家族葬のファミーユ、(株)花駒、(株)備前屋にて構成されております。

当セグメントの売上高は74億59百万円、セグメント利益は、子会社化に伴う一過性の公開買付関連費用約2億26百万円、およびのれん償却額を3億57百万円計上したため、3億66百万円となりました。

#### ⑤ 持株会社グループ<sup>¶</sup>

持株会社グループの燐ホールディングス(株)においては、配当金収入が減少したものの、不動産管理収入が増加し、前期比1.5%の増収となりました。

営業費用は、主に新規出店に伴う地代家賃等の固定費が増加しました。

販売費及び一般管理費においても、(株)きずなホールディングスの連結子会社化に伴う一過性の諸費用が発生したほか、人件費や新システムの減価償却費等が増加しました。

この結果、当セグメントの売上高は67億83百万円（前期比1.5%増）、セグメント利益は23億円（前期比24.0%減）となりました。

## 2. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は24億27百万円であり、以下のとおりであります。

設備投資内容	設備投資額(百万円)
会館新設等	2,201
その他（社内システム等）	226
合計	2,427

## 3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、2024年8月に株式会社きずなホールディングスの株式の取得（連結子会社化）にあたり、コミット型タームローン契約による100億円の短期借入金を調達いたしました。こちらの短期借入金は、2025年3月にシンジケートローン契約による長期借入金への借換えを実行しております。

なお、資金の効率的運用を図るため、当社グループの各社間でグループ金融制度を運用しており、当連結会計年度末において、当社は（株）公益社から3億50百万円、（株）タルイから7億50百万円を借入れております。

また、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行3行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

#### 4. 対処すべき課題

当社は、2032年に迎える創業100年に向け、「10年ビジョン」を掲げ、持続的成長と企業価値向上を目指しております。本ビジョンでは、全国規模での出店拡大による事業基盤の強化と、ライフエンディングサポート事業の拡大による新たな価値提供の二つを柱に掲げています。

- ・全国規模での出店エリア拡大を進め、2031年度にグループ全体で葬儀会館210会館体制の構築を目指すこと
- ・ライフエンディングサポート事業を拡大し、シニア世代とそのご家族のクオリティ・オブ・ライフ向上に貢献するとともに、2031年度には売上100億円規模に成長させること

2025年3月期においては、葬儀会館の自社出店に加え、株式会社ホールディングスをT.O.Bにより連結子会社化した結果、グループ全体の葬儀会館数は267会館に達し、葬儀事業の拡大目標については、計画を前倒して達成しております。引き続き、ライフエンディングサポート事業の更なる成長に向けた取り組みを強化し、「10年ビジョン」の着実な実現を目指してまいります。

この実現にむけ、新たなステップとして、2025年3月期をもって前中期経営計画を完了し、2025年4月より新たに「中期経営計画2025年度-2027年度」を開始いたしました。

近年、エンディング業界では同業他社に加え異業種からの新規参入が相次ぎ、競争環境は急速に変化しております。合わせて、人口減少および超高齢社会の進行により、葬儀に対するお客様の価値観も多様化し、ライフエンディング領域におけるシームレスなサービス提供へのニーズが一層高まっています。こうした事業環境の変化を踏まえ、当社は新たな中期経営計画に基づき、社会課題の解決と持続的な事業成長の両立を目指して取り組んでまいります。

本計画では、以下の4つの重点テーマに取り組み、企業価値の一層の向上を図ります。

##### ①Growth（成長）

事業基盤の拡大に向けて、引き続き全国主要都市への出店を積極的に推進してまいります。出店施策においては、家族葬ブランドの「エンディングハウス」および「家族葬のファミーユ」を中心とした自社展開を加速するとともに、M&Aや他事業者との提携も活用し、グループ全体の成長を図ってまいります。また、ライフエンディングサポート事業においても、高付加価値サービスの創出・提供、サービスメニューの拡充、グリーフケアサポート活動の拡大を通じ、売上拡大と事業領域の拡張を推進してまいります。

## ②Quality (品質)

当社の強みであるサービス品質をさらに磨くべく、葬儀施行、関連商品、施設、サポート全般にわたる品質マネジメント体制を強化してまいります。あわせて、顧客満足度向上に向けた従業員教育・育成施策を充実させ、サービス提供力の向上を図ってまいります。質の高いサービスの提供を継続することで、他社との差別化を図り、持続的な競争優位性の確立を目指してまいります。

## ③Change (変革)

変革の取り組みとして、(株)きずなホールディングスとの経営統合(PMI)を推進し、機能・ノウハウの共有および重複機能の統合・最適化を進めてまいります。これにより経営効率を向上させるとともに、グループ全体の生産性と品質の一層の向上を目指します。さらに、グループ機能（事務、コールセンター、マーケティング等）についてもグループで集約、最適化を推進し組織全体の運営効率と対応力を強化してまいります。

## ④Sustainability (持続可能性)

持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、人的資本経営に注力し、ビジョン達成に必要なスキル・専門性を備える人材の採用・育成を進めてまいります。グループ内外を対象とした教育機関「燐ビジネス・アカデミア」を設立し、人材育成基盤の強化を図るとともに、エンゲージメント向上施策を継続的に実施し、組織力の強化を図ってまいります。また、資本コストや資本収益性を意識した経営の実践を通じて、PBR1倍超の実現を目指してまいります。資本収益性指標としてROEを採用し、効率改善を図るとともに、キャピタルアロケーション方針の開示や、IR機能の強化、配当については累進配当方針に基づく株主還元の強化を推進してまいります。さらに、ESG・SDGsへの積極的な取り組みを通じて、社会課題の解決と企業価値向上の両立を目指してまいります。

これらの取り組みを通じて、当社は変化する社会ニーズに応えながら、ライフエンディング領域におけるリーディングカンパニーとしての地位を確立し、持続的な企業価値向上を実現してまいります。

## 5. 企業集団および当社の直前三事業年度の財産および損益の状況

### (1) 企業集団の財産および損益の状況

	2022年3月期 第93期	2023年3月期 第94期	2024年3月期 第95期	2025年3月期 第96期 (当連結会計年度)
営業収益(百万円)	20,001	21,663	22,437	31,984
経常利益(百万円)	3,386	3,843	3,800	4,363
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,040	2,783	2,363	4,721
1株当たり当期純利益	93円80銭	131円92銭	114円38銭	230円96銭
総資産(百万円)	33,847	36,229	37,585	63,053
純資産(百万円)	29,629	31,615	32,877	37,172
1株当たり純資産額	1,388円58銭	1,508円46銭	1,610円89銭	1,816円41銭

### (2) 当社の財産および損益の状況

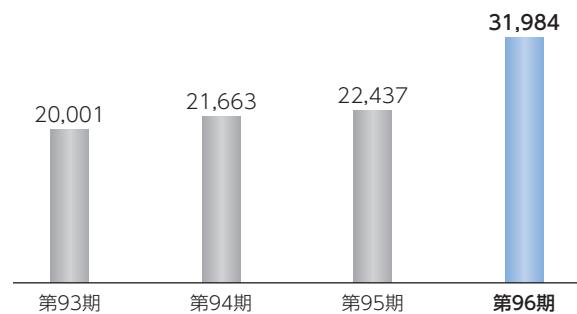
	2022年3月期 第93期	2023年3月期 第94期	2024年3月期 第95期	2025年3月期 第96期(当期)
営業収益(百万円)	5,966	6,147	6,683	6,783
経常利益(百万円)	2,706	2,668	2,996	2,450
当期純利益(百万円)	1,924	2,375	2,398	4,535
1株当たり当期純利益	88円48銭	112円59銭	116円08銭	221円89銭
総資産(百万円)	30,992	32,766	33,992	48,959
純資産(百万円)	28,387	29,964	31,262	35,371
1株当たり純資産額	1,330円35銭	1,429円71銭	1,531円76銭	1,728円43銭

(注) 1. 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第93期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

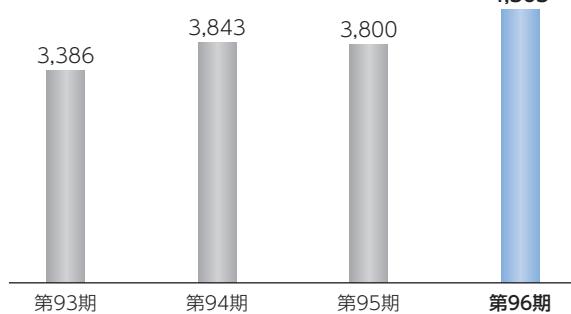
2. 当社は、2024年8月31日付（みなし取得日）にて株式会社きずなホールディングス、株式会社家族葬のファミーユ、株式会社花駒、株式会社備前屋を連結子会社といたしました。

## 企業集団の財産および損益の状況

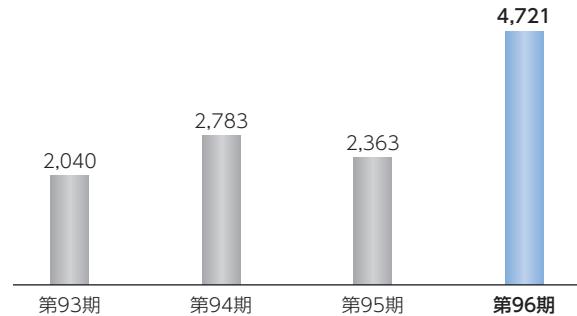
■ 営業収益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



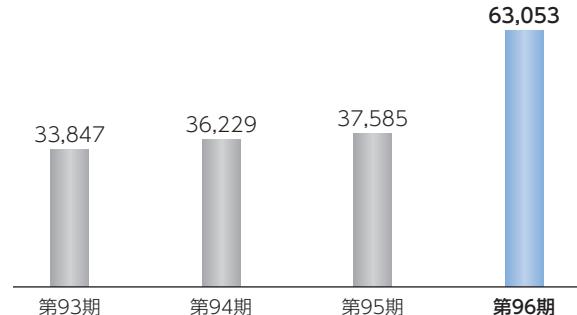
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



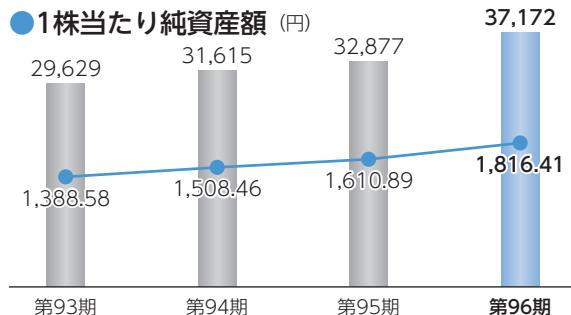
■ 1株当たり当期純利益 (円)



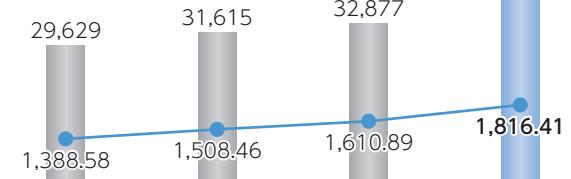
■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)

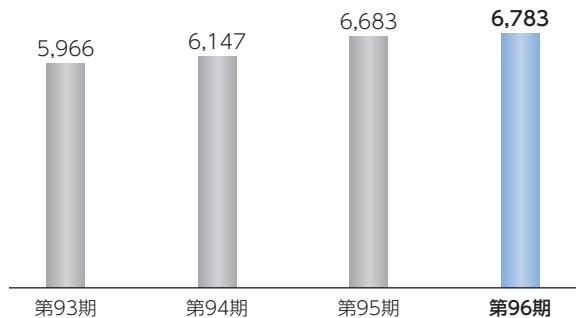


■ 1株当たり純資産額 (円)

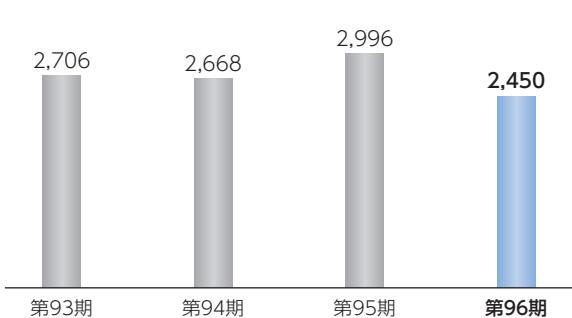


## 当社の財産および損益の状況

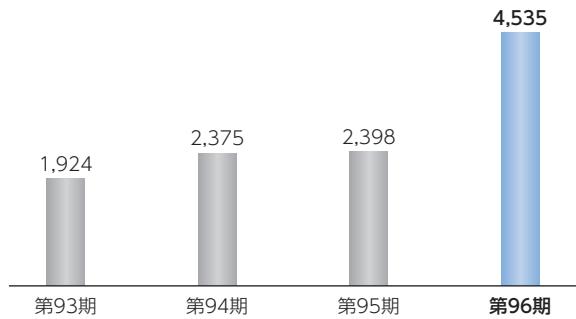
■ 営業収益 (百万円)



■ 経常利益 (百万円)



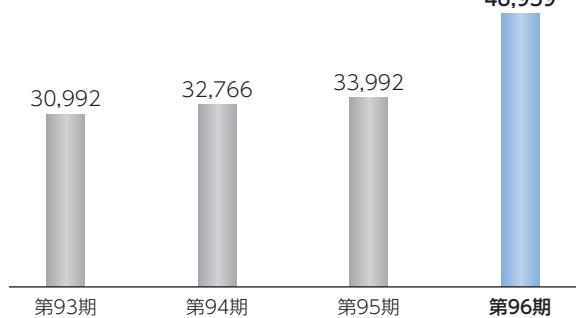
■ 当期純利益 (百万円)



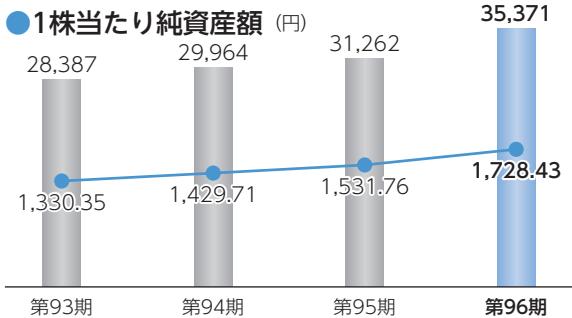
● 1株当たり当期純利益 (円)



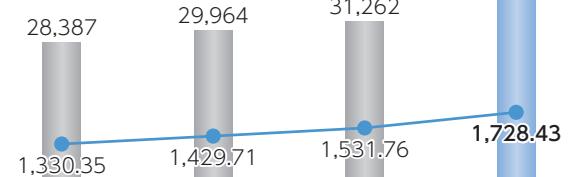
■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



● 1株当たり純資産額 (円)



## 6. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社との関係

当社は、親会社を有しておりません。

### (2) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 公 益 社	百万円 100	% 100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業、靈柩自動車運送事業、寝台自動車運送事業、生花事業
エクセル・サポート・サービス 株 式 会 社	40	100	葬儀請負事業、警備事業、清掃・施設管理事業、料理事業、介護事業
株 式 会 社 葬 仙	10	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業
株 式 会 社 タ ル イ	10	100	葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業
ライフフォワード 株 式 会 社	10	100	終活関連ＷＥＢプラットフォーム事業、返礼品および仏壇等の販売事業
株 式 会 社 きずなホールディングス	172	100	きずなグループ（株式会社家族葬のファミーユ、株式会社花駒、株式会社備前屋）全体の経営戦略に関する立案、推進ならびに管理
株 式 会 社 家族葬のファミーユ	10	100 (100)	葬儀葬祭に関する一切の業務 フランチャイズシステムによる葬儀葬祭事業の展開
株 式 会 社 花 駒	10	100 (100)	葬祭施行、法事・法要、生花販売、仏壇・仏具販売、運送業（靈柩）
株 式 会 社 備 前 屋	4	100 (100)	葬儀全般、法要・アフターサポート、仏壇・仏具・墓石・墓地販売

- 株式会社東京セレモニーにつきましては、株式会社公益社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。
- 株式公開買付け（TOB）により、株式会社きずなホールディングス、株式会社家族葬のファミーユ、株式会社花駒、株式会社備前屋を連結子会社といたしました。
- 当社の出資比率欄の（ ）内は間接所有割合で、内数で記載しております。

## 7. 企業集団の主要な事業内容

事業部門等の名称	主 要 な 事 業 内 容
葬 儀 事 業	葬儀の請負および生花、料理、返礼品、仏壇、仏具等の販売、終活関連WEBプラットフォーム
運 送 事 業	靈柩自動車運送、寝台自動車運送、旅客運送
そ の 他 の 事 業	不動産事業、介護事業

## 8. 企業集団の主要な拠点等

2025年3月31日現在

会社	名称	所在地
燐ホールディングス株式会社	本社	大阪市北区 東京都港区
株式会社公益社	本社	大阪市北区 東京都港区
	会館	(公益社) 東京都 14会館 神奈川県 3会館 大阪府 27会館 兵庫県 8会館 奈良県 4会館 (エンディングハウス) 千葉県 3会館 東京都 3会館 神奈川県 4会館 大阪府 8会館
株式会社葬仙	本社	鳥取県米子市
	会館	(葬仙) 鳥取県 10会館 島根県 4会館
株式会社タルイ	本社	兵庫県明石市
	会館	(タルイ) 兵庫県 13会館
エクセル・サポート・サービス株式会社	本社	大阪市北区
	店舗	(なごみ庵きたはま) 大阪府 2店舗 (ポシブル) 大阪府 2店舗 兵庫県 3店舗
ライフフォワード株式会社	本社	東京都港区
	店舗	(仏壇ギャラリーユーアイ) 大阪府 2店舗

会 社	名 称	所 在 地
株式会社きずなホールディングス	本社	東京都港区
	本社	東京都港区
株式会社家族葬のファミーユ	会館	(家族葬のファミーユ) 北海道 26会館 千葉県 28会館 神奈川県 2会館 埼玉県 2会館 群馬県 1会館 愛知県 25会館 熊本県 26会館 宮崎県 34会館
	本社	京都府相楽郡
株式会社花駒	会館	(イマージュ) 京都府 3会館 (家族葬のファミーユ) 大阪府 1会館 京都府 4会館 奈良県 4会館
	本社	岡山県瀬戸内市
株式会社備前屋	会館	(オブジェ) 岡山県 3会館 (家族葬のファミーユ) 岡山県 7会館

## 9. 企業集団および当社の使用人の状況

### (1) 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人數	前期末比増減
公益社グループ	618名 (590名)	46名増
葬仙グループ	56名 (30名)	5名増
タルイグループ	45名 (47名)	6名増
きずなグループ	380名 (515名)	380名増
持株会社グループ	54名 (0名)	7名増
合計	1,153名 (1,182名)	91名増

(注) 1 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を( )内に外数で記載しております。

2 株式会社きずなホールディングスの株式を取得（みなし取得日2024年8月31日）したため同社およびその子会社を連結の範囲に含めたことにより、きずなグループにおいて前期末比380名の増となっております。

### (2) 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
54名	7名増	49.7歳	10年1ヶ月

(注) 使用人数は就業人員であります。

## 10. 企業集団の主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	7,497百万円
株式会社みずほ銀行	5,511百万円
株式会社りそな銀行	892百万円

(注) 株式会社三井住友銀行の借入先残高には、株式会社三井住友銀行を主幹とするシンジケートローン10,000百万円、および株式会社みずほ銀行を主幹とするシンジケートローン2,000百万円が含まれております。

## II. 会社の状況に関する事項

### 1. 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,723,780株 (自己株式2,276,220株を除く)
- (3) 株主数 3,949名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,205,100	10.64
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,272,100	6.14
銀 泉 株 式 会 社	1,118,800	5.40
株 式 会 社 公 益 社 ( 京 都 )	912,800	4.40
久 後 陽 子	793,612	3.83
久 後 吉 孝	639,200	3.08
久 後 隆 司	609,188	2.94
小 西 光 治	471,204	2.27
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	465,500	2.25
株 式 会 社 S M B C 信 託 銀 行	404,000	1.95

(注) 1. 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 2,205千株

株式会社日本カストディ銀行 1,272千株

2. 株式会社公益社（京都）は、当社子会社と同社名の、本社を京都市に置く葬祭会社であります。当社グループとは出資、人事等の関係はありません。
3. 当社は、自己株式2,276,220株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
4. 自己株式の総数には、従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式259,200株が含まれております。

#### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2019年6月25日開催の第90期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2024年7月18日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月9日付で取締役（社外取締役を除く。）4名に対して自己株式25,600株の処分を行っております。この譲渡制限付株式は、対象取締役が当社の取締役および執行役員その他当社取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職する日までの間、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとされております。

## 2. 会社役員の状況

### (1) 取締役および監査役の状況

2025年3月31日現在

会社における地位	氏 名				担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	野 呂 裕 一				(株)公益社 代表取締役会長、ライフフォワード(株) 代表取締役会長、(株)きずなホールディングス 取締役
代表取締役社長	播 島 聰				(株)公益社 代表取締役社長、(株)葬仙 取締役、(株)タルイ 取締役
取締役専務執行役員	宮 島 康 子				マーケティング企画部・システム&オペレーション部・情報システム部管掌兼担当、マーケティング企画部長、ライフフォワード(株) 代表取締役社長、(株)きずなホールディングス 取締役
取締役執行役員	横 田 善 行				総務部・人事部管掌、経理部管掌兼担当、経営企画部担当、経営企画部長、ライフフォワード(株) 取締役、(株)グランセレモ東京 取締役、(株)きずなホールディングス 取締役
※1 取締役	横見瀬 薫				
※1 取締役	友野紀夫				
常勤監査役	秦 一二三				(株)公益社 監査役、エクセル・サポート・サービス(株) 監査役、(株)葬仙 監査役、(株)タルイ 監査役、ライフフォワード(株) 監査役、(株)きずなホールディングス 監査役
※2 監査役	本間千雅				弁護士 本間法律事務所 代表 (株)新潟公益社 取締役
※2 監査役	三上祐人				行政書士 行政書士三上祐人事務所 所長

(注) 1. ※1は社外取締役であります。

2. ※2は社外監査役であります。

3. 常勤監査役秦 一二三氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、取締役横見瀬 薫、友野紀夫および監査役本間千雅、三上祐人の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約に関する事項

2015年6月25日開催の第86期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役（業務執行取締役等である者を除く。）2名および監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

### （取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任限定契約）

当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、会社に対し、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

## (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社および当社子会社の全ての役員（取締役、監査役、執行役員およびその他会社法上の重要な使用人）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなっており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。

## (4) 取締役および監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

#### ア. 基本方針

当社の取締役報酬制度は、コーポレートガバナンス・コードの原則に沿って、基本方針として以下のとおりの報酬ポリシーを定めております。

- (ア) 燐ホールディングスグループのミッションの実現を促す報酬制度とします。
- (イ) 中期経営計画を反映する設計であると同時に、短期的な志向への偏重を抑制し、中長期的な安定成長の実現を後押しする報酬制度とします。
- (ウ) 報酬の水準と体系は、当社の将来を委ねるべき優秀な人財の確保に有効なものとします。
- (エ) 報酬決定の手続きは、株主・投資家や従業員をはじめとする全てのステークホルダーへの説明責任を果たせるよう、透明性・公正性・客観性を確保します。

#### イ. 報酬決定の手続き

当社の役員報酬は、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、報酬委員会での審議を経て、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定することとしております。

当社における報酬委員会の設置目的、委員の構成、運用方針は以下の通りです。

- (ア) 設置目的  
取締役および執行役員の報酬方針、報酬制度、個別報酬の妥当性および方向性等について審議し、その結果を取締役会へ答申することを設置目的としています。
- (イ) 委員の構成  
代表取締役（2名）、社外取締役（2名）にて構成し、委員長は代表取締役会長としています。
- (ウ) 運用方針  
予め計画されたスケジュールに従って開催し、その内容について適時適切に取締役会に答申することとしています。

#### ウ. 役員報酬体系

当社の役員報酬制度は、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬として賞与および株式報酬にて構成します。報酬間構成比率はインセンティブが適切に機能する水準に設定しております。

各報酬項目の概要は以下の通りです。

- (ア) 基本報酬  
取締役の基本報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額（取締役：年額3億50百万円以内、監査役：年額50百万円以内）の範囲内において決定し、役位に応じて設定しています。報酬委員会にて各役員の管掌範囲や年度計画における役割に加えて、他社事例も踏まえての比較・検討を行ったうえで、当社の財務状況を踏まえて審議し、取締役会にて決定することとしています。  
取締役の基本報酬は定額月額報酬とし、原則として毎月従業員給与の支給日に支給することとしています。

#### (イ) 賞与（業績連動報酬等）

取締役の賞与については、支払総額を支給日の前事業年度の連結経常利益の3%以内（但し、1億円を上限とする）とし、各取締役の賞与額は個人の貢献度を斟酌したうえで、報酬委員会で審議し取締役会にて決定することとしています。

また、賞与は会社業績および役員個人業績の達成率により0%～200%の間で変動します。

(4)取締役および監査役の報酬等のア.基本方針に掲げる事項を実現するため、代表取締役の賞与は会社業績、その他の取締役の賞与は会社業績と役員個人業績を適切な比率でウエイト付けをして、達成率を確定しています。会社業績は①連結営業収益(20%)、②連結営業利益(40%)、③ROA(20%)、④EVAスプレッド(20%)の4つのKPIそれぞれにハードルレート表を設定し、その達成率により求めることとし、達成率スパンは①対前年度実績比、②対単年度予算比、③対中期経営計画比、④中期成長率(3年間)としています。但し、EVAスプレッドについては、その指標の性格を勘案して達成率スパンではなく、実績値そのものの水準を評価することとしています。また、個人業績(代表取締役は対象外)の評価はMBO(目標管理制度)の達成率としています。取締役賞与の支給日は定時株主総会開催日としています。なお、社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、賞与の支給対象外としています。また、第96期の業績連動報酬に係る主な運動指標の実績は連結営業収益319億84百万円および連結営業利益45億21百万円であります。

#### (ウ) 株式報酬（非金銭報酬等）

取締役の株式報酬については、取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内、割り当てる譲渡制限付株式の株式数の上限を320,000株(2023年10月1日の株式分割後)としており、株式報酬は役位に応じて譲渡制限付株式の割当株数(基本報酬+賞与の10%)を設定し、譲渡制限付株式を年1回付与することとしています。また、重大な財務諸表の修正や損害等の事象が発生した場合に、本制度に基づき割り当てる譲渡制限付株式を対象に、マルス(譲渡制限期間中の減額・没収)・クローバック(譲渡制限解除後の返還)を可能とする仕組みを導入しています。なお、役位毎の付与株式数は中期経営計画の期間を通じて一定とし(2022年6月～2025年6月末までを適用期間とする)、中期経営計画毎に世間情勢や経営戦略また報酬方針等を勘案して見直し、報酬委員会において審議のうえ、取締役会が決定することとしています。社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、株式報酬の割当対象外としています。

## (工) 報酬間構成比率

上記の基本報酬、賞与、株式報酬の報酬間構成比率の基準値は以下のとおりとします。但し、業績連動報酬の変動により報酬間比率は一定ではありません。

### 取締役

- ①基本報酬 (68%)
- ②賞与 (17%)
- ③株式報酬 (15%)

社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、基本報酬100%としています。

### ② 取締役および監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	211 (14)	125 (14)	52 (一)	33 (一)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	22 (8)	22 (8)	— (一)	— (一)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	233 (22)	147 (22)	52 (一)	33 (一)	9 (4)

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
2. 取締役の報酬等の額は、年額3億5千万円以内の基本報酬と支給日の前事業年度連結経常利益の3%以内（ただし、1億円を上限とする）とする業績連動報酬の合計額以内とし、2009年6月26日開催の第80期定時株主総会において決議されました。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬を年額1億円以内とし、2019年6月25日開催の第90期定時株主総会において決議されました（社外取締役は付与対象外）。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。
3. 監査役の基本報酬の限度額は、5千万円以内とし、1997年6月27日開催の第68期定時株主総会において決議されました。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
4. 業績連動報酬等については「(4)取締役および監査役の報酬等」「ウ. 役員報酬体系」「(イ) 賞与（業績連動報酬等）」のとおりであります。

## (5) 社外役員に関する事項

## ① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
監査役	本間千雅	弁護士 本間法律事務所 代表 (株)新潟公益社 取締役 (注)	特別の関係はありません。
監査役	三上祐人	行政書士 行政書士三上祐人事務所 所長	特別の関係はありません。

(注) (株)新潟公益社は新潟県新潟市に本社を置く葬祭会社であります、当社グループとは出資、人事等の関係はありません。

## ② 社外役員の主な活動状況

		出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 横見瀬	薰	当期開催の取締役会18回の全てに出席し、主にESG経営の推進、消費者行政分野における深い知見や豊富な経験から発言を行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与しております。
取締役 友野紀夫		当期開催の取締役会18回の全てに出席し、主に生命保険会社の代表取締役社長を歴任された経営者としての高い見識や豊富な経験から発言を行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与しております。
監査役 本間千雅		当期開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会11回の全てに出席し、主に会社経営者・弁護士としての見地からの発言を行っております。
監査役 三上祐人		当期開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会11回の全てに出席し、主に会社経営者・行政書士としての見地からの発言を行っております。

### 3. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |   |       |
|---|-------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務<br>(監査証明業務)についての報酬等の額 | 73百万円 |
| ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額   | 75百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である気候関連開示の高度化に関する助言指導業務を委託し対価を支払っております。

#### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 4. 株式会社の支配に関する基本方針について

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、当社グループの企業価値は、人と組織をその源泉としております。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### (2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

#### ① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1932年の創業以来、「まごころ葬儀の創造」を理念として掲げ、人々のこころに寄り添う葬儀サービスを提供してまいりました。時代の変化、お客様のニーズの変化とともに、人の最後のお別れのかたちも大きく変化してきましたが、当社は守るべきものを守り、変えるべきものを変え、常に挑戦し続けることで新しい価値を創り出し、葬儀サービスだけにとどまらない「ライフエンディングサポート」企業グループへと進化してきました。

当社の経営理念は「人生に潤いと豊かさを。よりよく生きる喜びを。」です。この経営理念である人生の豊かさや喜びをお客様に提供するために当社は社会でどのような存在であるのかという当社グループの存在価値、存在意義を「シニア世代とそのご家族の人生によりそい、ささえるライフエンディングパートナー」というパーカスとして2022年4月に制定いたしました。当社はこのパーカスのもと事業活動を通じ、人生100年時代の社会にお客様のよりよいライフエンディング・ステージに貢献する取組みを進めてまいります。

当社グループの企業価値の源泉は、創業の精神を連綿と受け継ぎ、時代の変化に合わせて進化させてきた人と組織にあります。その背景には、人のこころに寄り添うことを基軸として守りながら、時代を先取りする新たな取り組みによって、社会に対する使命を果たしてきた歴史があります。戦前に株式会社組織として発足したこと、戦後は、近代的葬儀会館の先駆をなす千里会館の開設、業界初の株式上場、首都圏への進出、そして持株会社制への移行などが、そうした新機軸に当たります。

こうした企業価値の源泉をふまえた上で、このたび2032年にむかえる創業100年に向けて、当社の将来のありたい姿として「10年ビジョン」を定めました。環境変化が激しい時代の中でこれまで築き上げてきた「信頼」とそのベースとなる「サービス品質」という強みをより一層磨き続けながらも、以下の2つに挑戦することで、『葬儀事業者』から『シニア世代とそのご家族に寄り添うライフエンディングパートナー』への進化を実現させていきます。

- ・当社は葬祭業界のリーディングカンパニーとして、現状より幅広い層のお客様にご満足いただけるサービスを提供するために、出店エリアを全国規模に広げ、葬儀会館数は2031年度にはグループ全体で210会館を目指します（2024年9月の（株）きずなホールディングスの連結子会社化により前倒しで達成しました）。
- ・ライフエンディングサポート事業をさらに拡大させ、シニア世代のライフエンディング・ステージを通じて様々な価値を提供することで、多くのシニア世代とそのご家族のクオリティ・オブ・ライフ向上に貢献します。2031年度には売上100億円を目指し（2024年度25億円）、当社グループの事業の柱へと育てます。

そしてこの「10年ビジョン」を着実に実現するために、最初の3年間となる2022年度から2024年度までの中期経営計画を策定しました。この中期経営計画では「葬儀事業の拡大」、「ライフエンディングサポート事業の拡大」、「既存葬儀事業の競争力強化」、「日本一満足・感動いただけるサービスを目指した仕組み強化」、および「経営基盤の強化」の5つの重点項目をかけ、実行していくことで企業価値向上に取り組んでいきます。

また当社は、経営の基本方針として掲げた「透明性の高い経営姿勢」を担保し、企業価値の向上を継続的に実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を、経営上の最重要課題のひとつと位置づけております。

当社は取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図るため、2016年6月開催の定時株主総会において、独立性の高い社外取締役2名を含む6名の取締役の体制となりました。また、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役が過半数を占める構成となっており、各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するなどして、取締役の職務執行状況を監査しております。

さらに当社は、取締役会が適正かつ効率的に業務執行に対する監督機能を発揮できるよう 「取締役会規程」を定め、法令・定款に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、執行役員制度を採用するとともに、「職務分掌・権限規程」を定め、各業務執行取締役および執行役員が執行できる業務の範囲ならびにその監督体制を明確に定めております。また、当社の社外取締役を除く取締役に対しては、その報酬の一部について譲渡制限付の当社普通株式を割り当てる方法によることとし、年1回付与しておりますが、当該譲渡制限付当社普通株式については、重大な財務諸表の修正や損害等の事象が発生した場合に、マルス（譲渡制限期間中の減額・没収）・クローバック（譲渡制限解除後の返還）を可能とする仕組みを導入するなど、企業価値向上に資するインセンティブを付与しつつ透明性・公正性にも配慮した仕組みとしています。

2016年には報酬委員会に社外取締役を委員に加え、2017年には指名委員会を設置し、役員等の指名・報酬に関する手続の客觀性および透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図っております。

当社は、これらの取り組みを進めることにより、企業価値の向上に努め、基本方針の実現に邁進しております。

## ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を一部改定した上で更新すること（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、本プランについて株主の皆様のご意思を反映すべく、第93期定時株主総会において本プランについての当社株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行うこと等を可能とし、また、基本方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることを目的としております。

本プランは、買付等のうち、a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または、b.当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。当社は、当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランに規定する手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求め、さらに買付内容等の検討に必要な情報の提出を求めます

(適宜回答期限を設けます)。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案(もしあれば)等が、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件に該当し、新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。また、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨を勧告することもできるものとします。

新株予約権の無償割当てを実施する場合の新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換に新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当該買付者等以外の株主の皆様は、原則として、新株予約権1個あたり1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社普通株式を取得することができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当て等の実施もしくは不実施または株主総会招集等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第93期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当て等が実施されていない場合、株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランに基づく新株予約権の無償割当て等が実施された場合、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使の手続を行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス[https://www.san-hd.co.jp/files/news/management/20220512\\_5.pdf](https://www.san-hd.co.jp/files/news/management/20220512_5.pdf)）に掲載する2022年5月12日付プレスリリースにおいて開示されております。

### （3）具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

「（2）①」に記載した企業価値向上への取組みおよびコーポレート・ガバナンス強化のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、その内容も、前記のとおり、飽くことのない品質向上、人的および物的資産の拡充等を含む合理的なものであり、かつ、コーポレート・ガバナンスの強化・充実にも配慮された公正なものであることから、まさに当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであります。

また、「（2）②」に記載した本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを具体化するものとして、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、第93期定期株主総会において株主の皆様にもご承認いただいております。その内容も、合理的な客観的要件が設定されている上、その本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施にあたっては、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者によって構成される独立委員会の判断を経ることが必要とされており、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることもできることになっております。加えて本プランに基づく本新株予約権の無償割当て等の実施にあたって株主総会決議により株主の皆様のご意思を反映することもできることになっております。また、その有効期間は第93期定期株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとされており、その期間途中であっても当社取締役会によりいつでも廃止できるものとされています。

従って、本プランは、公正性・客觀性が担保されており、当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（注） 事業報告中の記載金額については、単位未満を切捨てて表示しております。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

### (1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益配分を経営上の最重要課題の一つと考えております。剰余金の配当につきましては、連結業績および資金の状況、中長期的な成長投資のための内部留保の確保、ならびに財務の健全性等を総合的に勘案しながら、累進配当政策を採用し、原則として減配せず、配当の維持もしくは増配を継続的に実施する方針であります。また、自己株式の取得につきましては、今後も株価やその他諸条件を考慮のうえ機動的に実施を検討してまいります。内部留保につきましては、積極的な新規会館開設を中心に、ＩＴや、M&A等の戦略的投資の原資に充て、経営基盤の強化と企業価値向上をはかってまいります。

当期の配当につきましては、中間配当金を1株当たり12円としたほか、期末配当金につきましては1株当たり25円とさせていただきます。

### (2) 重要な企業再編等の状況

当社は、株式会社きずなホールディングスの発行済株式数の100%を公開買付により取得（みなし取得日2024年8月31日）したため、同社およびその子会社を連結子会社といたしました。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>15,267</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,664</b>
現金及び預金	12,663	営業未払金	1,482
営業未収入金及び契約資産	1,708	短期借入金	500
商品及び製品	176	1年内返済予定の長期借入金	2,531
原材料及び貯蔵品	56	リース債務	176
その他の	675	未払金	1,054
貸倒引当金	△13	未払法人税等	2,268
<b>固定資産</b>	<b>47,786</b>	<b>賞与引当金</b>	<b>681</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>31,615</b>	役員賞与引当金	59
建物及び構築物	15,988	その他の	910
機械装置及び運搬具	20	<b>固定負債</b>	<b>16,217</b>
工具、器具及び備品	443	長期借入金	13,588
土地	13,107	リース債務	998
リース資産	1,367	資産除去債務	1,270
建設仮勘定	688	従業員株式給付引当金	69
<b>無形固定資産</b>	<b>12,924</b>	長期預り金	290
のれん	11,278	長期未払金	1
商標権	836	<b>負債合計</b>	<b>25,881</b>
その他の	809	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,245</b>	<b>科 目</b>	<b>金額</b>
長期貸付金	216	<b>株主資本</b>	<b>37,172</b>
繰延税金資産	751	資本金	2,568
投資有価証券	162	資本剰余金	5,488
差入保証金	1,767	利益剰余金	31,003
その他の	364	自己株式	△1,888
貸倒引当金	△17	<b>純資産合計</b>	<b>37,172</b>
<b>資産合計</b>	<b>63,053</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>63,053</b>

※ 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営 業 収 益	31,984
営 業 費 用	24,216
営 業 総 利 益	7,767
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,246
営 業 利 益	4,521
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4
受 取 配 当 金	0
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	64
雜 収 入	27
	95
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	79
シ ン ジ ケ ト ロ ー ン 手 数 料	131
雜 損 失	43
	254
經 常 利 益	4,363
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	3,404
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	12
減 損 損 失	319
	331
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	7,435
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,933
法 人 税 等 調 整 額	△218
当 期 純 利 益	4,721
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,721

※ 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	6,419	流动負債	3,875
現金及び預金	5,995	営業未払金	3
前払費用	173	短期借入金	1,100
未収入金	207	1年内返済予定の長期借入金	996
原材料及び貯蔵品	0	リース債務	1
その他の	42	未払費用	359
固定資産	42,540	未払法人税等	12
有形固定資産	21,863	未払消費税等	1,207
建物	9,009	未払引当金	60
構築物	517	賞与引当金	53
機械及び装置	0	役員賞与引当金	52
工具、器具及び備品	47	その他の	29
土地	12,214	固定負債合計	9,711
リース資産	1	長期借入金	9,004
建設仮勘定	73	資産除去看債務	0
無形固定資産	597	従業員株式給付引当金	584
ソフトウエア	503	その他の	3
電話加入権	28	負債合計	13,587
ソフトウエア仮勘定	62	純資産の部	
その他の	2	科 目	金額
投資その他の資産	20,078	株主資本	35,371
関係会社株式	17,891	資本剰余金	2,568
出資金	0	資本準備金	5,488
長期貸付金	1,212	利益剰余金	5,488
長期前払費用	219	利息剰余金	29,203
繰延税金資産	300	利益準備金	225
差入保証金	882	その他利益剰余金	28,977
その他の	12	配当平均積立金	230
貸倒引当金	△442	固定資産圧縮積立金	208
資産合計	48,959	別途積立金	8,433
		繰越利益剰余金	20,105
		自己株式	△1,888
		純資産合計	35,371
		負債及び純資産合計	48,959

※ 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

**損益計算書** (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	6,783
営業費用	
不動産賃貸原価	2,430
一般管理費	1,722
営業利益	4,152
営業外収益	2,631
受取利息	
受取配当金	7
雑収入	22
営業外費用	37
支払利息	
シンジケートローン手数料	53
雑損失	131
経常利益	33
特別利益	217
固定資産売却益	2,450
貸倒引当金戻入益	
特別損失	3,403
固定資産除却損	25
減損損失	3,428
新株予約権消却損	
税引前当期純利益	4
法人税、住民税及び事業税	228
法人税等調整額	271
当期純利益	5,608
	1,162
	△89
	1,072
	4,535

※ 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

燐ホールディングス株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高見勝文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安場達哉

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、燐ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、燐ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別には集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

燐ホールディングス株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高見勝文
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 安場達哉

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、燐ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

事業報告

連結計算書類

計算書類

会計監査人の監査報告書謄本

監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月8日

燐ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 秦	一二三	印
社外監査役 本間 千雅	四	印
社外監査役 三上祐人	五	印

以上

(✗ ✗)

(✗ ✗)

(✗ ✗)

(✗ ✗)

(✗ ✗)

(✗ ✗)

(✗ ✗)